



四万十町家族支え合い居住支援

住宅取得・改修補助金

家族の支え合いによる安心な暮らしの実現のため、新たに同居する住宅を取得される方、リフォームされる方を応援します！

同居支援



※ ここでいう同居とは、既存住宅の同一敷地、又はその敷地に隣接する土地に居住する場合を含みます。

最大
100万円

※ 取得費等が100万円を下回る場合はその金額となります。

●補助金の交付要件

【対象者の要件】

- ① 平成28年4月1日以後、直系親族の二つ以上の世帯が、町内で新たに同居するために住宅を取得、又はリフォームされる方
- ② 居住者全員が住民登録し、5年以上継続して居住する意思のある方
- ③ 補助金の申込み時において、同居していないこと。
- ④ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 3親等以内の親族からの住宅取得でないこと。
- ⑥ 居住者が、町税等を滞納していないこと。
- ⑦ 居住者が、暴力団等排除措置対象者でないこと。

【住宅の要件】

- ① 居住を目的とした建築物であること。
- ② リフォームの場合は、建物本体の居住部分の施工であること。
- ③ 取得対価を伴うものであること。
- ④ 新築の場合は合併処理浄化槽を設置(公共下水道等の排水処理区域内において管理組合に加入)すること。

●補助金交付手続きの流れ

① お申込み ※原則として請負契約又は売買契約の締結前に行ってください。

- 事前審査申込書に次の書類を添えて提出してください。
- ・ 同意書兼誓約書
 - ・ 同居予定者が親族であることを証明できる戸籍謄本
 - ・ 同居予定者全員の住民票(続柄の記載があるもの)
 - ・ 住宅取得費、又はリフォーム費用とその内容が確認できるもの(見積書等の写し)
 - ・ 取得する住宅の付近見取図、平面図(間取り図)等

■ 審査により要件の適合が認められた場合は、内示通知書を交付します。

② 内示通知を受けた後、住宅の取得 又は リフォームを開始



取得手続き(リフォーム)完了!!

③ 居住開始 又は リフォーム完了後、90日以内に交付申請

- 補助金交付申請書に次の書類を添えて提出してください。
- ・ 売買契約書等、取得対価のわかる書類の写し
 - ・ 購入の場合は、建物の登記事項証明書の写し、又は住宅引渡書の写し
 - ・ リフォームの場合は、工事内容が確認できるもの及び工事代金領収書の写し
 - ・ 住宅の平面図(間取り図)等
 - ・ 住宅の現況写真
 - ・ 同居者全員の住民票(続柄の記載があるもの)

■ 審査により補助金の交付が認められた場合は、決定通知書を交付します。

④ 決定通知を受けた後、補助金交付請求書を提出

■ 請求書を受理した日から30日以内に補助金をお支払い(口座振込)します。



この補助金のほか、若者定住促進支援事業補助金、町産材利用促進事業補助金、浄化槽設置整備事業費補助金等も併用できる場合がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

建設課 22-3120

大正地域振興課 27-0111

十和地域振興課 28-5111